



出訴期間徒過の「正当な理由」・貸付金遺贈に係る当該貸付金債務の負債性

東京地裁令和3年5月21日判決（平成31年（行ウ）第139号）

筑波大学名誉教授・弁護士 **品川芳宣**

一、事実

(1) 甲は、平成22年9月9日付遺言公正証書により、関連会社のT社に対し、T社の株式48万7066株（T社の議決権総数に占める割合57.2%、以下「本件株式」という。）及びT社に対する貸付金16億611万円余（以下「本件貸付金債権」という）、それに係る債務を「本件貸付金債務」という。）を遺贈する旨の遺言をし、平成25年5月16日死亡した（以下「本件相続」という。）。これにより、上記遺贈の効力が生じ（以下「本件遺贈」という。）、上記各資産がT社に移転した。

甲の妻乙（相続人）は、平成25年9月12日、甲の平成25年分所得税の準確定申告に当たり、本件遺贈に係る所得金額（本件株式に係る譲渡所得）の算定につき、本件株式の1株当たりの純資産価額を本件貸付金債務をT社の負債と計上せずに3539円と算定して申告（以下「本件準確定申告」という。）し、平成27年2月6日、本件株式の1株当たりの純資産価額を本件貸付金債務をT社の負債に計上して1株当たり1331円とする更正の請求をした（以下「本件更正請求」という。）。

(2) これに対し、処分行政庁は、平成29年6月30日付で、本件株式の1株当たりの純資産価額の算定につき、本件貸付金債務をT社の負債に計上せずに2197円と算定して更正（以下「本件更正」という。）した。乙は、平成29年8月28日、本件更正を不服とし、国税不服審判所長に審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、平成30年7月9日付で、本件審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）を受けた。本件裁決に係る裁決書（以下「本件裁決書」という。）の謄本は、同月26日、本件審査請求に係る乙の代理人であるY税理士法人に送達された。

乙は、平成31年2月10日死亡した。乙の妹であり、相続人であるX（原告）は、平成31年3月25日、本件更正を不服とし、国（被告）に対し、その取消しを求めて、本訴を提起した。なお、本訴は、本件更正の取消訴訟に係る出訴期間（平成30年7月27日から平成31年1月28日まで（行訴法14③））を経過した後提起されたものである。

二、争点及び当事者の主張

1 争点

(1) 本案前の争点
出訴期間を徒過したことについての「正当な理由」の有無（争点(1)）

(2) 本案の争点
本案の争点は、本件更正の適法性であるが、具体的には、本件株式の「その時における価額」を

その1株当たりの純資産価額によって算定するに当たって、本件貸付金債務をT社の負債として計上することの適否である（争点(2)）。

2 Xの主張

(1) X訴訟代理人弁護士は、平成30年12月21日、Xの夫と面談した際、乙に重篤な認知症の症状